

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福島県石川郡古殿町大字松川字前木41番地3

名称 有限会社水野運送店

代表取締役 水野 光芳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事

宮 崎

泉



許可の年月日 令和 7年12月26日

許可の有効年月日 令和12年12月25日

1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃油（揮発油類、灯油類若しくは軽油類又はトリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン若しくは1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 2) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はカドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シアジン、チベンチカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジメチルベンゼン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 3) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又はカドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シアジン、チベンチカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジメチルベンゼン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 4) 鉱さい（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 5) 廃石綿等
- 6) ばいじん（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 7) 燃え殻（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 8) 汚泥（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シアジン、チベンチカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジメチルベンゼン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし3. 許可の条件
なし4. 許可の更新又は変更の状況
なし

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有